



# かっぱ新聞

第 102 号

令和 4 年 8 月 吉日

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について

2月から開始された処遇改善支援補助金が、10月からは**福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**に変わります。それにより10月から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定される事業所様は8月31日までに都道府県に申請が必要となります。申請方法は自治体ごとに異なりますので、詳細は自治体にお問合せ頂くようお願い致します。

### 【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象サービスと加算率】

介護保険	
サービス区分	加算率
訪問介護／夜間対応型訪問介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
(介護予防)訪問入浴介護／通所介護／地域密着型通所介護／	1.1%
(介護予防)通所リハビリテーション	1.0%
(介護予防)特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者介護	1.5%
(介護予防)認知症対応型通所介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.3%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
(介護予防)短期入所生活介護	1.6%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))／(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%
障害福祉	
サービス区分	加算率
居宅介護／重度訪問介護／同行援護／行動援護	4.5%
児童発達支援／放課後等デイサービス	2.0%
加算対象外	
<b>介護保険</b>	(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援
<b>障害福祉</b>	就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)

### 【出典】

介護保険最新情報 Vol.1082

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2022/0628111957270/ksvol.1082.pdf>

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/07/1658740571.pdf>

## 機能紹介 [訪問介護/看護記録簿アプリ] 変更点のご紹介

### 1 キャンセルボタンの場所が変わりました

以前は算定画面にキャンセルボタンがありましたが、担当者様視点で見え入りやすくなるように記録簿画面にボタンを移動しました。



### 2 確定済記録簿と未確定の記録簿の見分けがつかうようになりました

記録簿アプリのカレンダーを開くとサービス提供日には●が付いています。今まで●の色はすべて黒色でしたが、未確定の記録簿が残っている日は青色で表示されるようになりました。



営業部 篠塚 英一

コロナ禍での事業所様のご心労、心中お察し申し上げます。暦では立秋とはいえ残暑も厳しくお変わりはないでしょうか？今後もより良い介五郎を目指して精進致しますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。